

不正住所検知サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である不正住所検知サービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(不正住所検知サービスに関する本サービスの内容)

第2条 不正住所検知サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。

(1) 管理画面の提供

甲が、インターネットを通じて行う買主の住所、電子メールアドレス、電話番号（以下「買主の情報」という）をPG 所定のウェブサーバへ送信すること及び当該ウェブサーバから当該情報に対する情報の提供を受けることができるように、インターネット上でPG 所定の管理画面を提供すること

(2) 不正使用情報の提供

本カード会社（次条において定義する）が管理するシステムに登録された、過去に不正使用被害に利用された住所、電子メールアドレス、電話番号の情報（以下「不正使用情報」という）を甲から送信された買主の情報と照合し、当該情報の一部又は全部が該当するか否かの結果を管理画面を通じて提供すること

(不正住所検知サービスに関する本サービスの利用)

第3条 甲が不正住所検知サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等をPG に提出した後、不正住所検知サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び不正住所検知サービスの提供開始日の通知の双方をPG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、不正住所検知サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、不正住所検知サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

2. 甲は、以下に記載する本カード会社（以下本規約において「本カード会社」と総称する）との本加盟店契約に基づくカード決済以外の決済又は以下のカードブランド以外のカードブランドに関しては、不正住所検知サービスを利用することはできない。

【本カード会社】

- ・株式会社ジェーシービー
- ・三菱UFJ ニコス株式会社
- ・三井住友カード株式会社
- ・ユーシーカード株式会社

【カードブランド】

- ・VISA
- ・MASTER
- ・JCB

3. 甲は、本利用契約及び本加盟店契約等に基づき行う信用販売において買主に商品を提供するにあたり、不正使用者を除外するためにのみ、本規約に従い不正住所検知サービスを利用することができる。

4. 不正住所検知サービスは、信用販売における不正使用被害の拡大を防止することを目的として提供されるものであり、買主の情報が不正使用情報に合致しなかった場合においても真正利用を保証するものではなく、また、本規約は利用規約に定める認証支援サービスを何ら補完、特約しないことを甲は予め承諾する。

(不正住所検知サービスの利用の対価)

第4条 甲は、不正住所検知サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額をPG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(買主からの同意取得)

第5条 甲は、不正住所検知サービスを利用するにあたり、以下の全ての事項について予め買主の同意を得なければならない。

- (1) 甲がカードの第三者による不正使用を防止する目的で、買主が当該信用販売に際して甲に届出た情報をPG 又は本カード会社に対して提供する場合があること
- (2) 甲が前号の情報を本カード会社へ提供した場合、本カード会社がカードの第三者による不正使用を防止する目的で他のカード会社に対して情報提供すること
- (3) 不正使用情報と買主の情報との照合結果により、甲と買主との間の売買契約等の契約を解除する場合があること

(免責に関する特則)

第6条 PG は、最新の不正使用情報を提供する義務を本規約によって負うものではなく、不正使用情報の内容に関して一切責任を負わない。

2. PG は、不正使用情報と買主の情報とを照合した結果不正使用情報と合致しなかった場合で、甲に当該買主との信用販売に関し何らかの損害が生じた場合においても、甲に対し当該損害を賠償する義務を負わない。

3. 第2条第1号の管理画面を通じて甲に提供される情報は当該時点における不正使用情報と買主の情報との照合結果であり、当該信用販売が安全且つ確実に決済されることを保証する義務を負わない。

4. 前条第3号の甲による契約解除に起因して甲と買主との間に生じた問い合わせ等について、乙は甲又は当該買主若しくは第三者に生じた損害等について一切の責任を負わない。

以上